

6 福薬業発第 1 5 7 号
令和 6 年 7 月 1 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

令和 6 年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

熱中症対策については、令和 6 年 6 月 20 日付け 6 福薬業発第 1 2 1 号にて、熱中症予防の普及啓発のためのリーフレットのご活用につきお知らせしたところですが、今般、別添のとおり日本薬剤師会を通じて内閣府ほか関係省庁より熱中症対策の強化について協力依頼がありました。

政府は熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を活用した取組の促進等を図るとともに、「熱中症対策実行計画」に基づき、令和 6 年度「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年 4 月～9 月の期間で実施）を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

薬局等におけるリーフレットのご活用と共に、行政機関が行う普及啓発等への協力のほか、自らの活動に際して熱中症予防行動の呼びかけ等を実施することや、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定に関する市区町村との情報共有や連携等の検討など、熱中症対策の強化につき、ご理解、ご協力を賜るとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 142 号
令 和 6 年 7 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 原 口 亨

令和 6 年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

熱中症対策については、令和 6 年 6 月 17 日付け日薬業発第 101 号にて、熱中症予防の普及啓発のためのリーフレットのご活用につきお知らせしたところですが、今般、別添のとおり内閣府ほか関係省庁より熱中症対策の強化について協力依頼がありました。

政府は熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を活用した取組の促進等を図るとともに、「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月閣議決定）に基づき、令和 6 年度「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年 4 月～9 月の期間で実施）を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

貴会におかれましては、薬局等におけるリーフレットのご活用と共に、行政機関が行う普及啓発等への協力のほか、自らの活動に際して熱中症予防行動の呼びかけ等を実施することや、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定に関する市区町村との情報共有や連携等の検討など、熱中症対策の強化につき、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 5 日

各関連団体・関連民間事業者 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室
環境省地球環境局総務課
気候変動科学・適応室

令和 6 年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえて、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和 5 年 4 月に成立し、令和 6 年 4 月に全面施行されました【参考 1】。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されております。政府としては、改正気候変動適応

法に基づく熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設を活用した取組の促進等を図るとともに、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）【参考2】に基づき、令和6年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

つきましては、各関連団体・各関連民間事業者におかれましては、下記の内容について御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

熱中症予防に関する情報発信としては、令和3年度から「熱中症警戒アラート」の全国運用を行ってきました。この度、改正気候変動適応法において、この「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに（通称：熱中症警戒アラート）、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました（通称：熱中症特別警戒アラート）。これらのアラートについては、令和6年度においては、本年4月24日から運用を開始しています【参考3】。

アラートの発表時には、暑さ指数（WBGT）の確認、身近な人の見守り・声かけ、適切なエアコンの使用、こまめな水分・塩分補給などの熱中症予防行動をとることが重要です。また、特に、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある熱中症特別警戒アラートの発表時には、対象地域の皆様に熱中症予防行動の徹底を呼びかけ、学校や会社、イベント等の管理者には、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更や、リモートワークへの切り替え等の判断をお願いする予定です。各団体、各事業者の皆様におかれては、その趣旨・目的に御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力をお願いします。

2. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

気候変動適応法第21条第1項に基づき、市区町村長は、住民等が暑さをしのげる場所として、その市区町村内の施設を指定することができるとされています。この指定を受けた施設を「指定暑熱避難施設」（通称：クーリングシェルター）といいます。

クーリングシェルターについては、民間事業者が所有する施設においても、市区町村長とクーリングシェルターの指定に係る協定を締結することにより、指定を受けていただくことが可能です。

各団体、各事業者それぞれ状況が異なるところですが、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定に関する市区町村との情報共有や連携等の御検討をお願いいたします。

なお、クーリングシェルターの運営の参考としていただくため、「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」【参考4】を取りまとめ、公表しています。御検討の際に御参照ください（※掲載事例は、改正気候変動適応法の施行前のものです。）。

3. 熱中症予防強化キャンペーンについて

熱中症を予防するためには、全ての関係者が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることが重要です。

政府は、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年4月～9月の期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施することとしています。令和6年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしています【参考5】。各団体、各事業者におかれましては、行政機関が行う普及啓発等への協力のほか、自らの活動に際して熱中症予防行動の呼びかけ等を実施していただきますようお願いいたします。その際には、関係府省庁にて作成したリーフレットも御活用ください【参考6】。

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf

【参考 2】熱中症対策実行計画(令和 5 年 5 月閣議決定)

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

○熱中症対策実行計画抜粋（事業者関係部分（主要部分に限る。））

第 1 章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

（3）事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

第 2 章 熱中症対策の具体的な施策

（略）

熱中症対策の推進や強化に当たっては、このような熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢や状況等に関する調査結果、個人の体質や暑熱順化等に応じた暑さへの耐性等を踏まえ、効果的な施策を策定し実施することが重要である。また、今後起こり得る極端な高温に備え、個人や周囲の人々が、暑熱による影響の受けやすさを認識し対策を講じる等、日頃から熱中症に対する備えを進めることが非常に重要である。具体的には、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒情報を活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促す。また、高齢者やこども等の熱中症弱者（以下単に「熱中症弱者」という。）のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、地方公共団体や地域における対策を講じるとともに、産業界との連携や調査研究等、基盤の整備を行う。

5. 産業界との連携

熱中症の予防において、エアコンを適切に使用することや水分や塩分を摂取することは非常に重要であり、熱中症予防に役立つ様々な機器や飲料類等が開発されている。国は、産業界と対話を深め連携し、商品開発や普及啓発について協力を求めている。

【具体的な施策】

- 熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。＜関係府省庁＞
- シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。＜経済産業省、環境省＞
- 職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。＜厚生労働省、環境省＞

- 民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。＜環境省＞

【参考 3】環境省報道発表（令和 6 年 4 月 16 日）：「熱中症特別警戒アラート」等の運用を開始します

https://www.env.go.jp/press/press_03083.html

【参考 4】指定暑熱避難施設の運営に関する事例（令和 6 年 2 月 27 日環境省大臣官房環境保健部）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc02.pdf

【参考5】熱中症予防強化キャンペーン

今夏の熱中症予防強化キャンペーン 令和6年4～9月の実施予定表						
◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。 ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。						
訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等）に、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】					
	熱中症警戒アラート（気象庁との共同発表）・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】					
	エアコンの早期 試運転について 業界団体から呼 びかけ 【事業者等】	熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】				
		熱中症による死傷労 働災害件数を公表 【厚生労働省】	"節電にも配慮したエアコンの適切な使用"の普及啓発【経済産業省・環境省】			
			大型ビジョンによる熱中症警戒アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】			
		熱中症予防の普及啓 発・注意喚起につ いて事務連絡 【厚生労働省・環境省】	新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】			
			梅雨明け・熱中症注意の普及啓発【関係府省庁】		盛夏・熱中症最大注意の普及啓発【関係府省庁】	
	"エアコンの早期点 検・使い方"について 普及啓発【経済産業・環 境省・事業者等】		各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】			
			"水の週間"関連行事として打ち水の実施 等による普及啓発【国土交通省】			
			天候等踏まえ適宜実施："災害時の熱中症対策" 【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】			
高齢者等 ・ 関係団体	熱中症予防の普及啓 発・注意喚起につ いて事務連絡（第1弾） 【厚生労働省・環境省】		高齢者福祉等の関係 団体への見守り、声 かけ依頼【内閣官房、 厚生労働省、環境省】	熱中症予防の普及啓 発・注意喚起につ いて事務連絡（第2弾） 【厚生労働省・環境省】		
	高齢者向けのコンテンツをSNS等を活用し発信【環境省】					
地方公共 団体等	地域における熱中症対策の先進的な取組事例集等の一層の周知【環境省】					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を 対象にした研修の実施【環境省】					
	熱中症特別警戒 アラート発表時 の伝達訓練 【環境省】	熱中症対策・体制強化の依頼発出【関係府省庁】				
		都道府県に熱中症予防 の普及啓発/注意喚起の 事務連絡発出 【こども家庭庁・ 厚生労働省・環境省】		都道府県に熱中症予防の 普及啓発/注意喚起の事 務連絡発出 【こども家庭庁・ 厚生労働省・環境省】		
	学校・ スポーツ の管理者 等	教育委員会等に 熱中症事故の防 止等について 通知 【文部科学省】	啓発動画の周知 【スポーツ庁】			
熱中症事故防止につ いて事務連絡 【スポーツ庁】						
都道府県・政令指定都市教育委員会学校体 育主管課の指導主事（小学校・中学校）連 絡協議会において注意喚起 【スポーツ庁】						
担当者会議における注意喚起、 熱中症事故防止に関する研修等の実施要請 【文部科学省】			事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起 【文部科学省、スポーツ庁】			
訪日外国人のための 救急車利用ガイド 【消防庁】						
労働者 ・ 農業 従事者	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン準備期間 【厚生労働省】					
	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】					
	MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】					
	熱中症予防等の 啓発資料の作成 【農林水産省】	熱中症対策研修実施強化期間 （都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進） 【農林水産省】				
熱中症対策ステッカーの 作成・送付 【農林水産省】		熱中症予防等に関す るオンライン研修 【農林水産省】				

【参考6】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○スポーツ活動における熱中症事故の防止チラシ兼ポスター（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240520-spt_kensport01-000036064_03.pdf

○スポーツ団体における熱中症対策取組事例（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240520-spt_kensport01-000036064_04.pdf

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>